

2021年度事業報告（総括）

公1 鍼灸医学に関する研究の進歩普及を図るため、学術大会、支部学術集会などを実施する事業

- 1) 第70回（公社）全日本鍼灸学会学術大会（福岡大会）の実施
2021年6月4日（金）～6月6日（日）の3日間：西鉄イン福岡 参加総数 1680名
アーカイブ配信の期間：2021年6月9日（水）より6月22日（火）
- 2) 支部学術集会の開催
 - (1)北海道支部：2021年11月14日：オンライン開催 参加者数 26名
 - (2)東北支部：2021年11月21日：赤門鍼灸柔整専門学校（ハイブリッド開催）
参加者数 32名
 - (3)関東支部：2021年11月28日：オンライン開催 参加者数 457名
 - (4)中部支部：2021年12月19日：オンライン開催 参加者数 61名
 - (5)近畿支部：2021年11月23日：明治東洋医学院専門学校（ハイブリッド開催）
参加者数 57名
 - (6)中国四国支部：2021年11月21日：オンライン開催 参加者数 39名
 - (7)九州支部：2021年10月3日：オンライン開催 参加者数 31名
- 3) 学術大会実行委員会への参加及び企画調整
- 4) 学術大会発表応募抄録の審査委員会の開催

公2 鍼灸医学の学術の向上と普及を図るため調査、資料収集を行う事業

- 1) 鍼灸の臨床的有用性・安全性・経済性に関する情報収集
- 2) 国民のための鍼灸医療推進機構(AcuPOPJ)の活動参加
- 3) 鍼灸文献データベース(JACLiD)の改訂
- 4) 海外鍼灸関連情報と日本鍼灸関連情報の収集
- 5) WHO、世界鍼灸学会連合会(WFAS)、ISO/TC249 その他国際機関の情報収集・調査・紹介

公3 鍼灸医学の学術の振興を図るための助成事業

1) 公募研究助成の継続

鍼灸学に関する研究の進歩普及を図り、学術の発展に寄与することを目的とする。

研究期間：2年間（2021年7月～2023年3月）

予算総額：80万円（各年40万円ずつ）

2) 海外研究発表助成事業

日本の鍼灸研究成果を海外に発信し、かつ鍼灸医学研究の交流促進を図ることを目的とする。

対象学会：本事業の趣旨に沿った海外開催学会で、当学会国際部選考委員会が認めたものとする。

予算総額：通年50万円以内（1件あたり15万円を限度として若干件を助成）

応募なし（コロナ禍に伴う国際関連学会の中止および渡航制限のため）

公4 鍼灸医学の発展普及を図るため学術雑誌などの発行や鍼灸医学の情報を公開する事業

1) 全日本鍼灸学会雑誌の発行：年4回発行(71巻2号～72巻1号)

2) オンライン英文雑誌の発行

3) 学会Webサイト(英文含む)による情報発信

4) メールマガジン、FAXマガジンの発行・配信

5) 学術大会Webサイトによる情報発信

6) 電子投稿システム(Editorial Manager)の運用

7) 鍼灸関係用語の収集・整理と日本鍼灸用語集の編集

8) 日本鍼灸の日本語／英語辞書編集に向けた用語の収集と整理

9) 学会40周年記念誌の発行

その他の事業

1) 学会が認定する、認定登録鍼灸師を育成するため、学会正会員で、別に定める基準を満たしたものが、認定試験を経て認定証を付与する事業

(1) コロナ感染の影響で認定登録者への認定証の交付は実施せず

2) 学会会員の優秀なる研究業績に対して表彰する事業

(1) 高木賞選考委員会の開催及び2論文に対して高木賞奨励賞を授与

3) 学会会員の生涯教育を目的とした事業

(1) e-learningの構築と運営

(2) ワークショップの開催ならびに各種教育講演の支援

4) 韓国鍼灸団体(大韓鍼灸学会)との連携推進

5) 東京オリンピック・パラリンピックの選手村理学療法サービス・鍼マッサージ部門の運営サポート

会議など

- 1) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - (1) 入会審査の実施
 - (2) 支部活動の支援
 - (3) JLOM 部関連会議
 - (4) 鍼灸医学の啓発と普及：一般向けの公開講座、講演会の開催

- 2) 会務を円滑に運営するために次の会議を行う
 - (1) 通常総会：2021年6月5日(土)
 - (2) 理事会：2021年5月16日(日) 他4回開催
 - (3) 常務理事会（業務執行理事会）：2021年7月14日(水)
 - (4) 顧問参与会議：2021年6月4日(金)
 - (5) 諮問委員会：2021年6月4日(金)
 - (6) その他の会議
 - ① 鍼灸医療安全性連絡協議会
 - ② 支部運営委員会
 - ③ 予算検討委員会
 - ④ AcuPOPJ 関連委員会
 - ⑤ スポーツ鍼灸委員会
 - ⑥ 利益相反委員会
 - ⑦ 各部委員会及び小委員会

- 3) 諸規程の制定及び改定に関すること
 - (1) 諸規程の見直しと改正
 - (2) 諸規程変更に伴う組織変更
 - (3) 内閣府への報告